

## 尾張旭市介護認定調査事務委託仕様書

### 1 目的

介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）の規定に基づき、日常生活を営むうえで介護や支援が必要となった被保険者が、必要な介護保険サービスを受けるために、介護等が必要な程度を決定する要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を尾張旭市（以下「市」という。）が実施するにあたり、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等について、面接による調査（以下「認定調査」という。）が必要となる。

本仕様書は、法第24条の2第1項第2号に規定する調査に関する事務等を指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）に委託する際の仕様を定めるものである。

### 2 委託事務の概要

法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定に基づく認定調査（新規申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査）に関する事務

※ 次の法令、手引等を参照すること。

- ・法
- ・介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- ・介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）
- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
- ・認定調査員テキスト2009改訂版（令和6年4月）（厚生労働省老健局。以下「認定調査員テキスト」という。）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/nintei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/nintei/index.html)

### 3 委託期間

契約締結日から令和14年3月31日まで

ただし、契約締結日から令和9年3月31日までは、本業務の準備期間とし、業務の履行期間は、令和9年3月16日から令和14年3月15日までとする。なお、本業務の準備期間に係る経費等は、事務受託法人の負担とする。

#### 4 委託実施区域

尾張旭市内及び近隣市町

#### 5 委託事務の範囲

- (1) 法第27条第2項、第28条第4項、第29条第2項、第30条第2項、第32条第2項、第33条第4項、第33条の2第2項及び第33条の3第2項の規定に基づく認定調査（新規申請、区分変更申請及び更新申請に係る認定調査）に関する事務

市が依頼する、尾張旭市内及び近隣の市町を実施場所とする新規申請、区分変更申請及び更新申請の認定調査のうち次の事務を行う。

##### ア 認定調査依頼書等の受理

原則として、1日1回、市の指定する方法で「認定調査依頼書」及び「認定調査対象者連絡票」を受理する。

##### イ 日程調整

認定調査対象者又はその家族、その関係者（以下「対象者等」という。）へ架電等の方法により、認定調査依頼書を受領してから原則10日以内に日程調整を行い、認定調査を実施する。

また、認定調査実施場所は、日頃の状況を把握できる場所（入院中の場合は病院等）とし、介護者がいる場合は、介護者の立会いが得られるよう調整する。

##### ウ 認定調査

認定調査員テキストに従い、対象者等から日頃の状況について面接により調査を行う。認定調査員は、認定調査の訪問時、都道府県知事又は政令指定都市の長により発行された介護保険認定調査員研修修了証を携帯しなければならない。

##### エ 認定調査票等の作成

認定調査後、認定調査員テキストに従い、すみやかに市が所定する「認定調査票」及び「認定調査票（特記事項）」（以下「認定調査票」という。）を作成する。

##### オ 認定調査票の点検

作成した認定調査票が、認定調査員テキストに従い作成されているか、漏れや不整合等がないか、調査を担当した認定調査員以外が点検する。

##### カ 認定調査票の提出

認定調査票は、原則、認定調査日から5営業日以内に市へ提出する。

なお、対象者の状況等、やむを得ない事由により期限内に提出できない場合は、すみやかに市へ状況報告を行い、早期提出に努めること。

## キ 照会に対する対応

提出された認定調査票の内容に記入漏れや不整合等の疑義が生じた場合は、市から事務受託法人への照会を行うため、すみやかに内容確認のうえ、対応する。

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2の規定に基づく介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第2項第4号の規定に基づく介護支援給付の決定に係る調査のうち、(1)に相当する認定調査に関する事務

- (3) 相談・支援

認定調査の際に、対象者等から高齢者福祉や介護保険制度に関する様々な相談を受けた場合、対象者の希望に応じた関係資料の提供を行うとともに、必要に応じて、市や地域包括支援センター等の関係機関への連絡等、必要な支援を行うこと。

## 6 運営上の留意点

- (1) 情報の保護

事務受託法人の職員は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条の規定に基づき、対象者のプライバシーの確保に万全を期すものとし、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この規定は、業務の委託契約満了及び解除後においても同様とする。

また、事務受託法人は、職務に従事していた者が、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。

- (2) 再委託の禁止

事務受託法人は、事務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

- (3) 事故発生時の対応

万一事故が発生した場合には、事務受託法人は応急措置等迅速な対応を行うこととし、すみやかに市へその経過及び対応について報告する。その後、市と協力して原因究明及び再発防止に努めること。

- (4) 職員の研修等

事務受託法人は、受託事務の果たすべき役割の重要性を認識し、適切な事務を遂行するために職員の知識の習得及び技術の向上に努める。

- (5) 勧誘の禁止

事務受託法人は、認定調査対象者に対して、法第23条に掲げる居宅サービス等を提供する特定の事業者又は施設を利用すべき旨等の勧誘、指示等を行うことはできない。

(6) 運営状況の点検・評価等

事務受託法人は、市が別途指示する内容により委託期間における運営状況の点検及び報告を行うこと。市は、その内容をもとに委託期間の点検・評価を行う。

7 運営体制等

(1) 職員の配置

管理者及び認定調査員は、事務受託法人の職員とし、以下の要件により配置すること。

ア 管理者

委託事務の総括責任者として、1名配置する。

勤務形態は常勤とする。市が委託事務の実施に支障がないと認める場合は、他の介護保険者の委託事務と兼務（同様の業務に限る。）でも差し支えないものとする。

なお、管理者が認定調査に従事する等により不在となる場合は、管理者の代替となる職員を配置すること。

イ 認定調査員

認定調査件数を遂行するために必要な職員数を配置する（新規採用予定者を含む。）。

勤務形態は、常勤・非常勤の別は問わない。

※ 資格要件は、都道府県又は政令指定都市が実施する認定調査員新任研修を修了した者であって、次のいずれかに該当することとする。

(ア) 施行規則第113条の2第1項第1号又は第2号に規定される者であって、介護に係る実務の経験が5年以上である者。

(イ) 認定調査に従事した経験が1年以上である者。

(ウ) 介護支援専門員の資格を有する者。

(2) 認定調査員の届出

事務受託法人は、「調査業務従事者届出書（契約）」（様式1）により、認定調査員について尾張旭市長（以下「市長」という。）に届出を行うものとする。また、届出後に認定調査員の登録に変更がある場合は、「調査業務従事者届出書（変更）」（様式2）により、市長に届出を行うものとする。

(3) 事務所

ア 設置場所

事務所は、円滑に認定調査が実施でき、また、調査結果に対する照会への対応が適切に行えるよう、愛知県内に設けること。ただし、尾張旭市以外の区域に設ける場合は、設置場所について事前に市の承諾を得ること。設置の時期については、本業務が適切に開始できる時期とすること。

なお、事務の開始にあたり発生する事務所の整備費用は、事務受託法人の負担とする。

#### イ 開所時間

事務受託法人の事務所の開所時間は、原則、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日、12月29日、30日、31日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。なお、この間は必ず職員を配置し、問合せ等に対応できるようにすること。

#### ウ 設置の基準

##### (ア) 使用する事務所

使用する事務所については個人情報を取扱うことから、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じることとし、居住用物件の使用は認めない。

##### (イ) 入退室記録

個人情報の適切な保護と管理のため、入退室記録を個人別に取得し、必要に応じて記録を確認可能な環境を整備すること

##### (ロ) 設置すべき設備

対象者等や市職員等との連絡調整のため、事務所に電話・電子メール・インターネットの利用が可能な環境を整備すること。

##### (ハ) 事務受託法人にかかる重要事項の掲示

事務所の見やすい場所に、施行規則第34条の10の規定に基づく事務受託法人の事務の運営規程を掲示すること。

### 8 経費の積算等

#### (1) 事務実施に必要な経費

委託料は原則として、市の示す見積限度額の範囲内で、市と協議のうえ、委託契約により定める。

なお、提案にあたっては、次の点に留意すること。

#### ア 認定調査件数（見込み）

(ア) 認定調査は、要介護認定等申請件数により変動することから、以下の認定調査件数（見込み）をもとに、経費の積算をすること。

a 令和9年度から令和13年度までの認定調査件数（見込み）

20,000件

b 年度ごとの件数

各年度の認定調査件数（見込み）は、約4,750件～約3,650件の範囲で変動する。

- (イ) 委託対象となる認定調査は、令和9年3月16日から令和14年3月15日までの市からの依頼分とし、令和9年4月1日から認定調査を開始するものとする。
- (ウ) 令和9年3月16日から3月31日までの5(1)ア及びイに関する事務については、令和9年4月以降に実施する認定調査の準備行為に当たするため、令和9年度における経費に含めて積算する。

イ 委託料

- (ア) 提案額は、尾張旭市介護認定調査事務委託公募型プロポーザル実施要領の「4 見積限度額」に記載の金額の範囲内とする。
  - (イ) 委託料の増額は原則認められない。  
実際の認定調査件数が見込みと異なる場合の取扱いは、契約候補者となった事務受託法人と協議のうえ、決定する。
  - (ウ) 市の故意又は過失を除き、委託事務を休止又は縮小することとなった場合は、委託料を減額することがある。
- (2) 委託料に含まれる経費  
委託事務の実施に係る以下の経費については、すべて計上すること。
- (3) 受託事務実績等報告  
ア 毎月の受託事務実績報告は、翌月10日までに提出する。  
イ 事務の委託期間終了後の受託事務報告及び収支決算書等は、受託事務終了後速やかに提出する。  
ウ その他、市長が必要と認める報告書等は、市長がその都度定める期限までに提出する。
- (4) 委託料の支払方法  
委託料は、委託契約に基づき、各年度6か月ごとに分割し、10月及び翌年度4月に口座振込により支払う。なお、支払期日及び金額内訳は、委託契約により定める。

9 その他

(1) 契約を締結しない場合

契約候補者となった法人が次に該当する場合は、委託契約を締結しない（締結済みの場合は、解除する。）ものとし、この場合に市に損害が生じた場合は、契約候補者となった法人が当該損害を賠償するものとする。

- ア 愛知県から事務受託法人の指定を受けていない場合で、令和8年12月31日までに愛知県知事から市の事務受託法人としての指定を受けられない場合
- イ 令和8年12月31日までにプライバシーマークの認定を取得していない場合
- (2) 契約終了後の事務引継  
事務受託法人は契約期間の終了後、事務を継続して受託しない又は受託できない場合は、新たな事務受託法人が円滑に事務を遂行できるよう書面をもって引継ぎを行うこと。
- (3) 調査等
  - ア 調査  
適正な事務実施のため、市は事務受託法人の事務所へ立ち入り、事務の執行状況についての調査又は必要な書類の提出を求めることができる。
  - イ 監査  
市が必要と認める場合、市は、事務を監査するのに必要な範囲で、事務受託法人に対して出頭を求め、帳簿書類その他の記録の提出を求めることがある。
- (4) 委託の取消し  
次に掲げる場合、市は委託契約を取り消すことができる。
  - ア 事務受託法人が、著しく社会的信用を失うに至った場合
  - イ 事務受託法人の責めに帰すべき事由により、事務継続が困難になった場合
  - ウ 事務受託法人が、尾張旭市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要領第3条第1項に規定する排除措置対象法人等であることが判明した場合
  - エ その他、事務受託法人としてふさわしくないと認められる場合
- (5) 市の免責事項  
(1)の指定を受けることができなかつた場合及び(4)の各事由により委託契約を取り消した場合、契約候補者又は事務受託法人が事務所の準備のために支出した費用等について市は補償しない。また、この場合に市に損害が生じた場合は、法人が当該損害を賠償するものとする。
- (6) 法改正その他不可抗力等により事務の継続が困難となった場合の措置  
法改正その他不可抗力等、市及び事務受託法人双方の責めに帰することのできない事由により事務の継続が困難、又は大幅な変更が必要となった場合は、委託契約の継続及び委託料等の取扱いについて協議を行うものとする。

(7) 委託契約の解釈に疑義が生じた場合又は、委託契約に定めのない事項が発生した場合の措置

市と事務受託法人は、誠意をもって協議を行うものとする。

(様式1)

調査業務従事者届出書 (契約)

(宛先) 尾張旭市長

年 月 日

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名  
電話  
(担当者 )

	認定調査員氏名	生年月日	調査員研修修了証番号	修了証発行年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 調査委託契約締結時に本届出書を提出してください。

※ 都道府県知事又は政令指定都市の長発行の認定調査員研修修了証(写)を添付してください。

(様式2)

調査業務従事者届出書(変更)

(宛先) 尾張旭市長

年 月 日

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名  
電話  
(担当者 )

	認定調査員氏名	調査員研修修了証番号	変更事由
1			<input type="checkbox"/> 認定調査員の追加登録 <input type="checkbox"/> 認定調査員の登録削除 <input type="checkbox"/> 認定調査員の氏名等の変更 <input type="checkbox"/> その他( )
2			<input type="checkbox"/> 認定調査員の追加登録 <input type="checkbox"/> 認定調査員の登録削除 <input type="checkbox"/> 認定調査員の氏名等の変更 <input type="checkbox"/> その他( )
3			<input type="checkbox"/> 認定調査員の追加登録 <input type="checkbox"/> 認定調査員の登録削除 <input type="checkbox"/> 認定調査員の氏名等の変更 <input type="checkbox"/> その他( )
4			<input type="checkbox"/> 認定調査員の追加登録 <input type="checkbox"/> 認定調査員の登録削除 <input type="checkbox"/> 認定調査員の氏名等の変更 <input type="checkbox"/> その他( )
5			<input type="checkbox"/> 認定調査員の追加登録 <input type="checkbox"/> 認定調査員の登録削除 <input type="checkbox"/> 認定調査員の氏名等の変更 <input type="checkbox"/> その他( )

※ 都道府県知事又は政令指定都市の長発行の認定調査員研修修了証(写)を添付してください。

※ 認定調査員の登録削除を届け出る場合は、当該認定調査員が実施した全ての認定調査票が、尾張旭市へ提出されていることを確認してください。